

平成30年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議録

1	開催日時	平成30年7月5日（木） 午後1時45分～3時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室（3）（4）
3	出席委員名 （敬称略）	井上斉、上原健嗣、小川容子、落合高幸、金子恵一、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、下村咲子、多賀谷守、林田良子、比留川実、松川茂雄、渡邊浩文
4	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> （1） 平成30年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 （2） 資料1 協議会運営事項 （3） 資料2 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて （4） 資料3 小平市地域包括ケア推進計画の概要 （5） 資料4 平成30年度地域密着型サービス整備・運営事業者募集の概要について （6） 資料5 地域密着型サービス事業所の指定更新について （7） 資料6 総合事業の事業所指定の状況 （8） 介護保険べんり帳（介護保険パンフレット） （9） こだいら認知症ガイドブック （10） 見守りは助け合いの第一歩 （11） 事前質問の方法について （12） 委員名簿
5	傍聴人数	3名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 依頼状交付 3 市長挨拶 4 委員自己紹介 5 事務局紹介 6 会長及び副会長の互選について 7 配付資料の確認 8 説明事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 協議会運営事項の説明 （2） 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて （3） 地域包括ケア推進計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

		<p style="text-align: center;">の概要</p> <p>9 協議・検討事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 地域密着型サービス整備・運営事業者募集について</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 地域密着型サービス事業所の指定、指定更新について</p> <p>10 報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 総合事業の事業所の指定状況について</p> <p>11 閉会</p>
--	--	--

1 開会

2 依頼状交付

3 市長挨拶

4 委員自己紹介

5 事務局紹介

6 会長及び副会長の互選について

7 配付資料の確認

8 説明事項

(1) 協議会運営事項の説明

質疑なし

(2) 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて

質疑なし

(3) 地域包括ケア推進計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の概要

〔質疑応答〕

委員：教えていただきたいんですけども、先ほど、副市長がおっしゃった高齢者人口
23%とおっしゃったんですが、それが直近ですか。

事務局：そうでございます。

9 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス整備・運営事業者募集について

〔質疑応答〕

委員：平成29年2月の運用協議会において、地域密着型サービス事業所の施設が経営が困難との理由で1件撤退したとの報告がありました。本日の協議会の事前質問への回答でも「経営が厳しい」とされていますが、今回のような1事業所が2種類のサービスを提供することで経営は成り立つのでしょうか。サービス事業間で、損失の埋め合わせや資金の融通は可能なのでしょうか。

委員：基本的には、その事業所間の資金のやりくりはしないことになっているので、一緒にやるメリットというのは、例えば建物を建てる時にわざわざ二つ建てるよりも一緒に建てたほうが費用が少しかからないとか、基本的には職員の配置というのは、各事業所ごとに決まっていますので、決して合築したから人数少なくないかという、そういうわけでは全くないので、人を減らすとかそういうことはできないんですけれども、現実、多少の同じ建物の中でやりくりというのは多少あるのかなというところと、例えば、食事をつくるにもいろいろなことにしろ、一緒に仕入れたほうが少し安くなるとか、その程度のものだと思うので、何か二つにしたから人員が緩められるとか、何かそういう、すごく大きなメリットというのは現実はそんなにはないと思います。

委員：平成28年度のサービス事業所撤退の要因のひとつとして、専任の職員が集まりにくいというのがありました。多分、現在でも客観的な採用環境は変わっていないと思いますが如何でしょうか。

委員：現実には、集まらないと思います。そこが一番ネックだと思います。建物を建てたり、施設を建てるということは大変いいと思いますけれども、それに伴って職員が集まるかという、現実、私もそういう仕事に携わっていますが、非常に難しいですし、小平ではないですけれども、建物だけ建てて職員集まらなくてオープンできないとか、そういうのも非常に聞いておりますので、その辺が一番ネックではないかと思います。

委員：今の、施設を抱える委員から人材確保の難しさについてご発言がありました。行政側は、このような厳しい現実を踏まえてどのように考えておられますか。

事務局：現在、計画において施設をそれぞれ1カ所ずつ整備することを公表しており、事業者から整備に関する意向を伺っております。グループホームについての意向は何社かいただいておりますが、小規模については、採算面などと思われませんが、小規模単体での整備は、事業者としては、難しい状況であると伺っております。一方、小規模は利用者の方にとって、通いを中心にお泊まりや自宅への訪問とい

った多機能なサービスであることから、市としては、整備の意向を持っております。現在、グループホームと小規模を併設で運営している施設が幾つかございますので、そうしたことを参考に、今回の募集については、併設での整備を条件として、公募を予定しております。人員の確保につきましては、小規模だけでなく、どこの事業者も苦勞されていると伺っております。現在、東京都において、今年度も新たに奨学金の関係など、新たな介護人材の確保に向けた取組を行っていると思っておりますので、そうした情報を市内の事業者にも市から、積極的に情報提供などに努めていきたいと考えてございます。

委員： 昨年の協議会での説明ですと、小規模の場合の利用者もなかなかいない、減ってきている、その要因を聞いてみたら、いわゆるデイサービスの分野のサービスがかなり広範囲になってきている。したがって、利用者の料金が比較的高い小規模にはなかなか利用者も来ないという説明を受けました。そういう客観的な状況もあると思うんですね。だから、何なりか根本的に考えていかないと、事業者だけに任せるというわけにはいかないんじゃないかなという、そういう素朴な心配です。

委員： 私の法人も小規模多機能を1カ所やっています。おかげさまでお客様にも大変来ていただいて、経営的には順調にやっているところではありますけれども、お客様にとっては小規模多機能というのは非常にいいとは思いますが。柔軟に対応できるし、いろいろなところでケアマネが外部のケアマネではないので、急遽泊まったり急遽来ていただいたりとか、そういうすごく突発なことにも対応できますし、いろいろな例えば、普通出て朝行くではないですか。そうではなくて、夕方来て、泊まって朝帰るという方も、要するに家族が夜のお仕事をしているからというような利用の仕方もできますし、非常にお客様にとっては柔軟で非常にいいサービスだなというふうには思っております。職員集めるのも大変だとか、お客様を集めるのも大変という一つには、小規模多機能という名前がまだまだ浸透してなくて、何ですか、これという意見が非常に多いです。こちらもアピールとかかなりしていますけれども、一般的にデイサービスというイメージづきますけれども、小規模多機能という、何、というところがあるので、やっぱりその辺をもう少しPRしていかないと、お客様に来ていただくのも非常に苦戦するし、職員を集めるのも苦戦するかなというのは感じています。

会長： そのあたりをもう少し認知度みたいなものというのが一つ課題としてあるのではないかなというご意見だったかと思えます。せっかく開設するというので、ぜひ市民の方に使っていただけるようにできたらというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員： 市内で1カ所ということなんですけれども、この審査基準、当然、法人の実績とかいろいろあると思えますけれども、地域性みたいなものもかなり考慮されるん

でしょうか。要は、少ないところが優先とか、多いところがいいんじゃないかと
か、そういうのも入られているのでしょうか。

事務局：現在、グループホームにつきましては、西圏域に三施設ございますので、今回の
募集では、西圏域を除き、また中央西圏域の小川西町を除いております。それ以
外については、整備があまり進んでいないと考えております。東圏域については
少し施設がございますが、高齢者の人口を鑑みますと、もう少し東圏域において
整備が必要と考えておりますので、特段、圏域の中で、ポイントが加算されると
いったことは、予定はしておりません。

会長：それでは、資料4につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：それでは、了承といたします。ありがとうございます。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定、指定更新について

[質疑応答]

委員：この人員体制のところですが、これはこの人たちの中には専従の人もいれば、パ
ートの人もいるのかと思うんですが、混在しているのかどうかをちょっと伺いた
いと思います。

事務局：人員体制の今、専従かそうでないかということですが、非常勤の方と常勤の方、
専従と兼務ということが混ざった形、基準に則った上ですけれども、すべての方
が専従であるとか常勤であるということではございません。

委員：介護支援専門員とか介護職員とか記載されていますが、職員の構成は法律等で定
められているのですか。

事務局：構成と申しますと、それぞれの先ほど最初に説明させていただいたとおり、サー
ビスの種類によって基準がございますので、その当然サービスの種類が決まって
きますと、例えば看護職員だけじゃないとかということもありまして、まちまち
になってくるんですけれども、人数は、例えば機能訓練指導員は1名以上という、
それぞれ基準がありまして、人数で指定するものと、あと、全体のサービス提供
時間の中でそれに見合う体制をとっていただければいいというような決め方もありま
して、単純に何名以上という形ですべて基準が決められているわけではないところ
でございます。

委員：2ページの「健成苑はなこがねい」ですが、利用定員が29名、しかも老人福祉
施設なので身体面の機能訓練や作業療法などが必要になると思いますが、機能訓
練指導員が1名というのは少ないと感じます。行政部門がこのような人員構成を
見たときに、法律的には問題がないにしても、「ここはもう1名増やした方が良
いのでは」などの指導は行うのですか。

事務局：基準につきましては、いわゆるそういった施設が目的を達成するために、必要な最低限度を定めたというものになりますので、委員おっしゃったとおり、基準は満たしてはいるんですけれども、それが利用者のサービスの低下につながるということになれば、それは必要最低限を定めたものですので、実際、そういった体制をとった中で、不足、十分でないということがあれば、こちらのほうとしても基準は満たしてはいるんですけれども、どうかという話はしていきたいとは考えております。

委員：この資料の3、4、5ページあたりはみんな利用定員の数と、人員の数が同じぐらいなんですけれども、これも普通に月給払っていたら、相当しっかり補助をくれないと賄えないと思うのですが、あるいは人員の数は書いていますけれども、相当な部分が1日2～3時間ぐらいしか働けないパートの人じゃないと、経営ができるのかなと思ってしまうのですが、いかがでしょうか。

委員：非常に難しい質問ですけれども、この人数に関しては、確かに先ほど話があったように、全部が正規職員というわけではないと思いますので、正規職員だったり非常勤だったり、確かにおっしゃるとおり1日2時間3時間の方もいらっしゃいますし、そういうのもうまく組み合わせてやっているというのが現状です。多く採用しても別に市から補助が出るわけでも何でもありませんので、これは独自にやるしかないのです、その辺はやっぱり当然お客様に対するサービスは大事ですけれども、その上でちゃんと経営をしていくという視点も大事ですので、すごくサービスを厚くして赤字でつぶれちゃったら意味がないので、それは適正に配置をしてサービスを適正にして、給与も当然、巷に福祉関係は安いと言われていましてけれども、安い中でも本人の感じ方もありますので、何とも言えませんけれども、決してうちも結婚したらやめてほかの仕事探さなきゃいけないというような給料水準ではないと思っているので、そういうことをやりながらということですので、一概には何とも言いきようがないというか。ただ、基準というのがありますから、基準というのはあくまで法律でいう最低の基準で、例えば通う職員、基準どおり配置しても多分できないので、当然上乘せでやっていますけれども、特に介護職員に関しては基準どおりにぴったりやっていたら、多分運営はできないと思います。ある程度は上乘せをしてやっていかないと。それは独自に法人の判断なので、これぐらいが必要であろうということですので、法律と最低基準と独自の法人としてはこれだけいるだろうというのは、二通り持っている法人が多いと思います。

会長：ありがとうございます。それでは、こちらの案件につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：それでは、了承といたします。ありがとうございます。

10 報告事項

(1) 総合事業の事業所の指定状況について

委員：この訪問型と通所型というのは、一つの事業所の中で二つ持っているという場合もあるんですか。完全に訪問は訪問だけのサービス事業所というふうに分かれているんでしょうか。それとも、先ほどみたいな併設するとかありましたよね。

事務局：訪問型サービスと通所型サービス、一緒な事業所があるかどうかというのははっきりしないところがあるんですけども、訪問型サービス、通所型サービスそれぞれですけれども、いわゆる小平市独自基準というものと、1の介護予防相当サービスというものと、小平市独自基準型サービスというのがございまして、訪問型サービスの中で介護予防相当サービスと小平市独自基準のサービスを持っている事業所は幾つかございます。また、通所型サービスの中でも介護予防相当サービスも持っているし、小平市独自基準型サービスを持っている事業所もあるという状況でございます。

委員：次回で結構ですが、わかったら教えてください。

事務局：わかりました。

11 閉会